

平成23年 6月21日

公立大学法人埼玉県立大学
理事長 利根 忠博 様

公立大学法人埼玉県立大学

監事 井立 勝己 ⑩

監事 清水 秀雄 ⑩

監 査 報 告 書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第1期事業年度における業務を監査いたしました。その結果について、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

私ども監事は、両名で定めた監査計画に従い、理事会に出席するとともに、理事長等から業務運営について、各部門責任者から業務処理の状況について聴取し、重要な書類や証拠書類の査閲、財産の現物確認などを行いました。また、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関し、監査の概要について報告並びに説明を受け、検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認める。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）は、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示していると認める。
- (3) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (4) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認める。
- (5) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- (6) 理事長、副理事長及び理事の業務執行に関しては、不正行為又は法令、定款等に違反する重大な事実は認められない。

以上